

住居確保給付金のしおり

【転居費用補助編】

収入が著しく減少し、家計改善のために
家賃が低廉な住宅への転居が必要な方へ



きさぽん

令和 7 年 4 月 1 日現在

木更津市役所 福祉部 福祉相談課
〒 292-8501 木更津市朝日 3 - 8 - 1
TEL : 0 4 3 8 - 2 3 - 6 7 1 6
FAX : 0 4 3 8 - 2 5 - 1 2 1 3
Email : jiritu@city.kisarazu.lg.jp
受付時間 : 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
休み : 土・日・祝 (年末年始)

住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一の世帯に属する方の死亡又は本人もしくは同一の世帯に属する方の離職、休業等により、世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住宅を喪失した方又は住居喪失するおそれのある方を対象として、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、**家計の改善に向けた支援**を行います。

※住居確保給付金は、転居費用補助の他に家賃補助があります。詳しくは別冊の家賃補助編をご確認ください。

（注意）木更津市内での転居の場合

支給限度額：下記を上限として、実際に転居に要する額を支給

1 1 1, 6 0 0 円（単身世帯）

1 3 5, 0 0 0 円（2人世帯）

1 4 4, 0 0 0 円（3～5人世帯）

※6人以上世帯はお問い合わせください

支給方法：（転居先住宅に係る初期費用）原則として、貸主又は不動産仲介業者等へ代理納付

（上記以外の経費）業者等へ代理納付又は本人口座

住居確保給付金の支給要件

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯の方の死亡、または離職、休業等により世帯の収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居を失った、または失うおそれがあること。
- ② 申請を行う月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- ③ 申請を行う月において、世帯の生計を主として維持していること。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が下記の表の収入基準額以下である。（収入には、公的給付（年金や各種手当などを含みます））

世帯人数	収入基準額(円)
1人	115,200円
2人	160,000円
3人	188,400円
4人	223,400円
5人	257,400円

※6人以上世帯の収入基準額はお問い合わせください。

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69万円
3人	84万円
4人	100万円
5人	

- ⑥ 家計改善支援を行いア)、イ) いずれかの理由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。
- ア) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し（持家または住居を持たない方、その居住の維持または確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住居の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。）家計全体の支出の削減が見込まれること。
- イ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する（持家または住居を持たない方はその居住を維持または確保に要する費用の月額よりも賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。
- ⑦ 離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付金等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金（転居費用補助）の対象経費

申請者が実際に転居に要する経費のうち、下記の支給対象となる経費が支給となります。ただし、支給限度額を超えない額とします。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・ 転居先への住宅の家財の運搬費用 ・ 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・ 鍵交換費用	・ 敷金(※) ・ 契約時に払う家賃（前家賃） ・ 家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

※敷金については、申請者本人に返還される可能性があるため、対象外としています。

（申請前に）家計改善支援事業の利用が必要です

転居の必要性やその費用の捻出が困難であることについて、申請者の個別の事情を勘案したうえで、該当性を判断するため、住居確保給付金申請前に福祉相談課にて家計改善支援事業による家計に関する相談支援を受けてください。

※事前に電話等でご予約をお願いします。

転居により家計改善が見込まれる場合、「**要転居証明書**」を交付します。

住居確保給付金申請時に「**要転居証明書**」を提出していただきますので、紛失しないようにしてください。

転居する物件が決まったら

不動産仲介業者等に予定住宅通知書の記載をしてもらってください。

その後、予定住宅通知書を福祉相談課に提出してください。

あわせて、初期費用や転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類も提出してください。

支給が決定したら決定通知書を交付します。ただし、転居に要する費用が決定通知書に記載の支給額を超える場合は、差額が自己負担となります。

また、転居に要する費用の実際の支出額を下回った場合は、差額を返還していただきます。

転居が終わったら

入居日から7日以内に住居確保報告書と実際に支払った額を確認できる書類（領収書等）を提出してください。

また、以下の場合に限り、追加で支給を受け取ることができます。

※実際の支出額が支給額（＝支給上限額未満）を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内である

転居後も継続して支援します

住居確保給付金の受給後、福祉相談課が必要に応じて受給者の転居先の住宅を訪問し居住の実態や家計の改善状況を確認するとともに、居住環境や生活面の困りごとがある場合は、引き続き支援していきます。

住居確保給付金の再支給について

住居確保給付金の受給後、次のすべてに該当する場合は再支給を受けることができます。

- 受給者が転居費用補助の受給後に受給者と同一世帯に属する方の死亡、又は受給者もしくは受給者と同一世帯の属する方の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少
- 前回の支給が終了した月の翌月から1年を経過している
- 住居確保給付金（転居費用補助）の支給要件に該当する

住居確保給付金を徴収する場合があります

転居費用補助の受給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付の全額又は一部について徴収いたします。

犯罪性のある不適正受給事案につきましては、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正に対応します。

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① **住居確保給付金支給申請書** (様式 1 - 2)
- ② **住居確保給付金申請確認書** (様式 1 - 2 A)
- ③ **本人確認書類** (次のいずれか)
運転免許証、個人番号 (マイナンバー) カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、在留カード等
- ④ **収入減少関係書類**
世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
- ⑤ **離職等関係書類**
世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
- ⑥ **収入関係書類**
支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
- ⑦ **金融資産関係書類**
支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の申請日の金融機関の通帳等の写し
- ⑧ **住居確保給付金要転居証明書** (様式 1 0)
- ⑨ **居住維持費用関係書類 (持家の場合のみ)**
支給申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用 (固定資産税、火災保険料等) の月額を確認できる書類

追加確認書類

【支給前に追加で確認する書類】

- ① 入居予定住宅に関する状況通知書 (様式 2 - 2 号)
- ② 初期費用及び転居に要する費用関係書類、初期費用の見積書、転居に要する費用 (家財の運搬費用、原状回復費用 等) の見積書等

【支給後に追加で確認する書類】

- ① 住居確保報告書 (様式 5 号)
- ② 賃貸契約書の写し
- ③ 新住所における住民票の写し
- ④ 初期費用及び転居に要する費用で実際に支払った額を確認できる書類 (領収書等)

住居確保給付金（転居費用支援）の申請から決定まで
（住居を喪失するおそれのある方）
※住居を喪失した方は別途ご相談ください

① 相談・制度説明

木更津市役所福祉相談課にご相談ください。制度について説明します。

② 家計改善支援

木更津市役所福祉相談課で家計改善支援を受け「要転居証明書」の交付を受けてください。転居が必要と認められない場合は、別の施策を検討します。

③ 支給申請

必要書類を添えて、申請書を木更津市役所福祉相談課に提出します。

④ 転居先の住居の確保及び不動産仲介業者等との調整

転居先住宅を確保し、不動産仲介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載を受け、木更津市役所福祉相談課に提出してください。

⑤ 審査・支給決定等

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」を交付します。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」の交付と合わせて、「住居確保給付金支給対象者証明書」を交付します。
- 住居確保給付金は、原則として、自治体から不動産媒介業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居予定住宅の不動産仲介業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨を連絡してください。

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

失業や収入の減少等により日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な支援（就労支援、家計相談支援等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯への貸付です。

【総合支援資金】

- 1) 住宅入居費 40万円以内
- 2) 生活支援費 2人以上世帯/月20万円以内（単身/月15万円以内）
・貸付期間 原則3か月以内（最大3か月12か月以内）
- 3) 一時生活再建費 60万円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

緊急かつ一時的に生計が困難になった場合は

【緊急小口資金】

所得の少ない世帯に対して、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に必要となる少額の費用を無利子にて貸付を行っています。

- 貸付限度額 10万円以内
- 貸付利子 無利子
- 据置期間 2か月以内
- 返済期間 12か月以内
- 連帯保証人 不要

※これらの資金の貸付は世帯によって貸付要件が異なります。申請方法や制度の詳細は木更津市社会福祉協議会へお問合せください。

上記の貸付に関する相談窓口

社会福祉法人 木更津市社会福祉協議会
〒292-0834 木更津市潮見2-9
TEL：0438-25-2089
FAX：0438-23-2615